

「日本女性史 第3巻(近世)」 女性史総合研究会編 (歴史のなかの女性<特集>)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者:
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00000023

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



女性史総合研究会編

『日本女性史』第3巻(近世)

中野節子

歴史学界からと共に、現実の女性解放運動からの要請にこたえて、『日本女性史』全5巻が刊行されて3年以上が過ぎている。その功績は周知のものとなり、話題にされながらも、専門研究者の少なさもあってか、厳密な評価やその批判的継承などの反応は遅いようだ。

日本女性史は歴史学界でやっと市民権を得たばかりというのが現状である。ただしその中で近代女性史は、当時の女性が差別を意識化し主体的に関った女性解放運動の歴史を中心に、研究は活発である。また、古代・中世においても、高群逸枝氏の業績という批判・継承対象をもったためと考えられるが、研究者が育ち、一定の研究蓄積をもつに至っている。ところが近世は、丹念な研究が行われながらも両時期の狭間の様相を呈しており、本巻の刊行は他巻と比べても意義が大きいように思う。

本稿では、まず収録10論文の簡単な内容紹介を行いつつ、時に疑問点を付け加える(I)。その後、本巻のもつ問題点について多少考察を深めてゆく(II)が、女性史専門でない筆者の限界もあり、特定の問題点にしばらくをえなかったことを、予めお断りしておきたい。なお、収録論文には参考文献等が必要最少限度でしか記されていないので、それらの研究史上の意義を知る上では、『日本女性史』別巻ともいふべき『日本女性史 研究文献目録』(東京大学出版会、1983年)の研究文献及び解説をみるのが必須である。

I

本巻では、武家・農家・町家と身分別に女性の存在形態を検討することを1つの試みとしており、このうち武家の女性を考察したのが、①脇田修氏「幕藩体制と女性」である(収録論文は①～⑩に記号化し、引用の際はこの番号で表わすこととする)。

中世・近世を通じて家父長制が強化される中で、近世社会では女性の地位が特に低下した点を、近世社会の特質から考察することを第1の課題とする。

そして、近世社会の役負担と所有の特徴、つまり、武士階級における軍役、農民・町人階級における夫役が社会編成の基軸であり、役負担者は殆んど成人男性であったこと、従来の領主的土地所有権を包摂した国家の土地支配権の強化が、上位者の意志の浸透を進めたことから、男性中心の風潮が家及び社会全体に強化されたとする。第2の課題は、体制の説く女性のあり方と実態との関係の検討で、後家分や嫁入持参金の存在、女性の政治的影響力の程度、服忌令や縁坐制における性差ではなく家・家督関係中心の考え方、厳重とはいえぬ貞操観等を指摘し、結局、理念的に言われたより女性の権利は実態をもっていたとする。

農民身分に関する②宮下美智子氏の「農村における家族と婚姻」は、近世中・後期の主に畿内の史料を用い、時代、階層を区分して女性の存在形態をみ、また、特に婚姻のあり方に着目している。

元禄・享保期に、本百姓一水呑の村落構成が成立、この中で上層農民(10石以上)、中小高持層は、大旨、直系の安定した単婚家族形態をとり、これに照応した長男相続率の高さをみる。一方、零細農民(1石未満・無高)では、不完全な単婚家族や単身者等の家が多く、中継ぎとは限らぬ女性相続例もあり、長男相続に固執していない。また、結婚年齢、離婚・再婚、婚姻圏等の実情を述べ、上層農民の婚姻行事において、夫方中心の婿入式への動向を指摘している。

論文全体として、上層農と下層農の存在形態の差異に注目しており、⑦論文との関係で述べれば、中継ぎではない女性の戸主出現を両論共に指摘するが、②論文の場合は経済条件の悪さからくる零細農の不安定性に原因をみている。

③菅野則子氏「農村女性の労働と生活」は、主に会津地方の農書等を分析する。女性の役割について、17世紀末と19世紀に入る頃と2つの画期をみ、その3期に分かれる時期の役割を各々、家事・農作業・下人の取締り、夫と協同しての諸作業、農作業参加の増大・農間諸稼、としている。この2画期は、名田地主から小農への経営転換、及び小農経営の定着化と各時期が一致する。また、男女農業労働に対する給付において、時代を下ると女性への給付量が相対的に増加すること、小農経営にとって必要な労働組織ゆいはいは特に女性の場合、労働の社会化の点で意

義があったとしている。

疑問を感じるのは、近世前期の名田地主の女性労働と中・後期の小農のそれが比較されているだけで、前期の名子家の女性労働とも比較されるべきであろう。前期の下女の例として、家事労働に使われ農業経営に直接携わらなかったと推定されており（73頁）、もしそれが一般化しうるならば、後期の小農の女性は、従来からの家事労働に加えて新たに農業経営にも駆り出されたことになり、家内部で女性負担の過重化があるようにみえる。この点も含め、この階層における変化の実態が示されることが望まれる。

身分別検討の試みから町家を扱ったのが、④林玲子氏「町家女性の存在形態」である。豪商、上中層及び下層町家の女性について、婚姻、教育、家業・生業等の観点から考察を加えている。林氏の主張点である、女性の階層別較差については、Ⅱで検討を行うのでここでは省略する。その他に、町家女性において、動産・不動産の女子分与例が多いこと、就業機会の多さを指摘し、それが武家・農家との違いであるとしている。

なお、上中層と共に下層に至るまで、読み書き・音楽等一定の教育を受けたことをうかがわせるとの指摘は、⑩論文で、中国と比べ日本の女訓書が文字を知ることの大切さと実用性を力説し開明的であった、とする所と共通性をもつ事象と考えられ興味をひかれる。

売春問題は時代を通じてみられるため、よく女性史の素材となる一方、社会構造との関りで捉えることの難しい問題であった。⑤小林雅子氏「公娼制の成立と展開」は、公娼制を成立させた近世の特徴を、成立・展開・衰退の各時期において、幕藩体制との関係から考察しようとしたものである。

江戸吉原、大坂新町等の成立をみ、両所におけるその後の私娼増加に対する幕府施策の違いを、江戸が將軍居所であるために秩序維持に重点があったためとしている。また、藩政下の公娼も幕政下では私娼とされるという状況で生じた、水戸藩と幕府間の係争を述べ、藩側が公娼の主張を貫いた事例を紹介する。一方、幕府の私娼増加への対応は、基本的な幕府政策に従属させた、基軸をもたぬ遊女対策であり、この点は水戸藩も同様で、幕藩体制に通じたものであったという。

結論として、公娼制は「幕藩制国家の秩序を確立するため」（161頁）のものであったとしているが、もっと問題点をしぼれば、公娼制のもつ独自な特徴がより鮮明になったかと思われる。

⑥長野ひろ子氏「幕藩法と女性」は、従来の家族法のみ分析という限界をこえて、幕藩制国家の特質に関らせて考察することを提言する。これに基づく長野氏の主張は、「出女」対策が特に女性一般の行動規制を求めた幕府の方針にも効力をもったこと、身支配のための公娼制が女性の最下層に遊女を位置づけ、庶民女性も状況によってこの層に陥ることから女性支配政策でもあったこと、また、後期における女性の動向変化から、犯罪における男女差のない刑罰の平等化、幕府の理念とは異なる女性の表彰等がみられ、幕府の女性支配が自己懂着に陥ったこと、以上3点が述べられている。

第2点目の公娼制との関りは、実証部分が省略され十分説得しきれていない。第3点目の、表彰行為から幕府の自己矛盾をみる点には疑問がある。長野氏は理想的封建女性像の一面を、家父長に従属してしか生活できない女性とし、表彰対象となった経済的に一家を支える女性等はこれと対蹠的だとする。しかし、生計能力の有無はむしろ派生的な側面であろう。筆者自身が指摘する如く、表彰女性は『孝心』『貞節』『出精』『忠勤』等幕藩制的規範を見事に遵守している」（185頁）訳で、自己懂着とは言いきれぬのではないか。一方、前期に幕府が女性の法的人格を認めぬ立場から女性に対して罰則を軽減していたのを変更して、刑罰を平等化したことは、確かに幕府政策の変質と考えられる。この点は、後期における女性の動向変質の様相も含めて、関民子氏が『江戸後期の女性たち』（亜紀書房、1980年）で指摘していることである。関氏の業績は近世女性史研究において注目されるものの1つであろう。

⑦大口勇次郎氏「近世後期における農村家族の形態——女性相続人を中心に」は、出羽・武蔵・河内3ヶ国の、中・後期にわたる宗旨人別帳の分析に基づく。近世の女性相続は一時的・中継的であるとの一般的見解に対し、わずかな例ではあるが、当主死没後に嫡男等が成人に達しているにも拘らず、母親が相続者となっている等の例を検出し、これらは中継的なものとは言えないとしている。

ただし、これらの事例は小農経営の危機的状態を

色濃く体現している家において、むしろ異常事態のもたらした事象ともみえる。これを大口氏の如く、女性相続人が「自主的に活動できる余地を獲得した」といってよいであろう」（223頁）と、積極的に評価しうるかどうかが、疑問の残るところである。

⑧宮田登氏「女性と民間信仰」は、宗教における女性観を述べる。女性の講は、性的要素を含んだり子育て・子授け・安産祈願等の特異性を伴い、安産祈願等では出産の讃美と共に、出産時の荒血、胞衣への恐怖・畏怖感、更に血穢の観念を生じる。男性優位の社会になると、血穢を女性の生得上の罪業とみるに至り、血盆経信仰をその代表例として掲げる。一方近世富士信仰では、女の罪業視を神仏の法の方便と捉え、男女を同じ人間とする身祿の思想を基本とする。富士講の「おふりかわり」は、男女の価値転換または同等化が民間で進行していたことを反映した、独自の世界観に基づいている。この「おふりかわり」思想は社会変革観にも連なってゆくもので、それを近世における女性差別克服のあり方であると評価している。

幕末・維新期の政治と女性の関りをみたのは、⑨高木俊輔氏「草莽の女性」である。明治政府により贈位された9名の女性を中心に、(i)脱藩（脱郷士）中央工作型と(ii)活動支援者（パトロン）型に2分類する。(ii)型の女性及び2類型以外に、志士の妻子、幕末の政治動向と深く関った平田国学の女性門人を例示し、これらを含めても、女性への抑圧を意識化し政治的自立を体現した例は見出せないとする。また、(i)型の中でも比較的自主的な政治活動を行ったといわれる松尾多勢子の例を詳述し、この例でさえも「志士間のパイプ役、あるいは探索方の域をそれほど出たものではなかった」（287頁）とする。

結局、草莽の志士による運動の中では、女性の政治的活動は殆んど評価しえないという見解が出された訳であり、そこに⑨論文の意義をみることも可能ではあろう。しかし本シリーズが「各分野について見通しをたてるものを」（「刊行にあたって」各巻冒頭に収録）を課題としている以上、本巻の構成上でテーマ設定に問題があったというべきであろう。当該状況下での女性の歴史的役割を描きうるテーマ、視点の選定が望まれる。

全巻を通し、国際比較史研究が目標の1つで、本巻では⑩寛久美子氏「中国の女訓と日本の女訓」を

載せる。内容は「列女伝」ほか中国の女訓書6種と、日本近世における「女大学」ほか4種の女訓書の比較・検討である。両国女訓書の一般的特徴は、儒教倫理に最高の価値をおく封建社会で、女性の生得的劣性を示し、性別役割として内治の不可避性を教え込む点にあるとする。両国間の差異について中国の特徴を示す一方、日本では離婚法の七去が脅迫的に強調されていること、中国ではみられぬ巫覡に迷うことを禁じた内容があること、日本のものに女性蔑視が強化される部分がある反面、女性の文字習得への強調、男女別教育が厳しくない等の特徴が指摘されている。

II

さて、各論文における問題点を展開してゆくことも重要であろうが、本巻の各論文は共通の視角なり課題でまとめられてはいないので、本巻を通したものとして書評・検討すべきは、林玲子氏による「編集後記」におけるまとめということになろう。

林氏は近世女性史のもつ独特の追求点として、(A)近世が日本女性史の暗黒時代と象徴的に述べられるような女性の地位低下は、幕藩制国家の社会構造とどう関わっているか、(B)これとは別に近世中期以降、商業的農業や農村工業の発展に女性労働の果たす役割が大きくなったとされる一方、農村で家産単独相続の一般化、儒教道徳や仏教に基づく男尊女卑思想の強化という、一見相反した動きをどう統一的に捉えるか、にあるとしている。(A)において身分別検討を試みたが、武士階級において提示しえた(①論文)他は、史料的制約で検討が煮詰まらなかったとする。従って中・後期に分析が進む農家・町家の場合を、林氏は(B)に重点をおいてまとめている。評者は(B)における林氏の問題設定・まとめ方に疑問をもったので、この点にしばって述べてみたい。

まず(B)の問題のたて方であるが、女性労働が生産発展に寄与した点は認められてよいであろう。これに相反した動き、ということは、女性の地位を低める動向ということであろうが、農村で家産単独相続が一般化したことがあげられている。しかし近世前期については、「女子相続の実態や婚姻形態などは、宗門改帳などの史料が作成されていないという条件もあって必ずしも明らかでない」（326頁）と林氏自身も述べており、相続において時代が下ると女性の

地位低下をもたらすという根拠は示されていない。前期が「農村における耕地拡大、財産分割の可能性の大きかった時代」（同頁）と述べて、女子相続がより多かったと推定しているようにみえるが、この点確言されていない。また、相続の問題ならば、当然家族制度全体から論じられるべきであろう。例えば遠藤元男氏は、前期は依然家父長制大家族経営から単婚小家族の分出してくる状況が続いており、一方中・後期は単婚小家族が確立した上での家産単独相続が一般化すると説いている（『女性史ノート』朝倉書店、1976年）が、もしこの説を認めるとしたら、前期に比べた中・後期での女性の地位低下は、同一家族形態下での変化ではなく、家族の質的变化に基づくものとせねばならず、単純に地位低下と評価しうるかどうか、問題となるであろう。

なお、①論文の武家身分において、財産等妻の地位に一定の保証があったことは、妻が夫と同じ家に属していないという観念から生じ、近代的な意味でその権利を認めたのではないとの考えが述べられているが（20頁）、これは、前述のような家族の質的差異の存在について言及したものと考えられる。

ともかく、農家における家産単独相続の一般化が、女性に対し総体的にどのような意味をもっていたのか、林氏は論述していない。従って、女性の地位をめぐる中・後期の「一見相反した動き」と林氏が述べるところの実態は、明らかでないと考えるのであるが、林氏はこれを前提とした上で、その統一的理解のための説を提示する。

即ち、中・後期において、豪農層と半プロは同じ身分に属するとは思えぬ大きな懸隔が生じていたとし、豪農層の女性の存在形態から、農村の家産単独相続、男尊女卑思想の発源をみ、半プロ層の女性から、経済発展における役割、経済的独立、家父長権の弱体化をみようとするのである。

この点を実証するものとして、②論文が取り上げられる。その中の、上層農の婚姻習俗は時代が下るにつれ夫方及び「家」を中心とした、嫁入婚により適応した儀式に移るとの指摘を引用して、林氏は豪農層における女性の地位の相対的低下をみている。しかし②論文の当該箇所では、「婚姻において女性の地位が相対的に低下したことを推測しうるのである」（59頁）と、あくまで婚姻習俗に限って指摘されているのであって、林氏が論述するような、上層

農の女性の地位が全体的に低下したと結論づけられている訳ではない。

上層農の女性について、②論文では婚姻形態以外でどのように言っているのか、例えば女性の役割についてみてみよう。寛延元（1748）年、婚姻における申合書に、嫁の家業における役割を重視する記述がみえることから、「大庄屋としての家格や系譜が格式として主張されるのではなく、百姓家としての家業が重視されている」（55頁）と述べる。そして文化3（1806）年の記録をもとに、上層農の主婦の役割として、「農業生産の面での主宰者ではないが、収穫物の管理・加工・消費の面、下女の使用では主になって仕事をしていたと思われる。米穀の加工のところでは『多すぎ、あまり』など家政の担当者としての配慮がみられる。また米穀の現有量の確認をするなどその管理に責任を持っていたのであろう」（61頁）と述べる。これによれば、上層農の主婦の家業・家政における担当部分は明らかで、②論文では、彼女等が家内では一定の権限をもっていた、と評価している。

林氏の取りあげた婚姻習俗というものは、女性の地位を象徴する一面をもつものであるが、既に高群氏の婚姻制研究でも明らかのように、それによって歴史の実態を推定することは危険である。

階層による女性の地位の相違について、林氏は②論文にのみ依拠しているのではない。というより、「編集後記」では再述していないが、林氏自身の④論文が階層差をみるという視点で貫かれている。次にその点を検討してみよう。

④論文では豪商の例を三井家で代表させるが、その女性の生活については「彼女たちの重要な役割に、家事を行う男女の奉公人の管理、数多い同苗諸家との冠婚葬祭などの交際、別家や出入衆との応待などがある」（107頁）と述べている。これが「店と奥との分離が進み、女性が直接家業に接する分野がせめられた上層町家」（98頁）の主婦の具体的な役割なのである。しかし、三井家の経営は、同苗及び奉公人の筆頭である元ノ役などで構成される大元方によって行われているのであって、それら構成員との交際は、家業との接触に当たらないのであろうか。また林氏は、家事のみに役割が限定されたと述べているようだが、家業と家事がどのように区分されるかは示されていない。現研究段階においては、近世に

おける家業と家事の区分は明確ではなく、かえって、両者を区分しえないところに近代と比べた前近代の特徴があると言うことが一般化できるのではなかろうか。

一方で林氏は、豪商の女性が不動産・動産の一定の配分を受け「離婚の場合は、妻の意志が固く、実家の親類もこれを認めれば、婚家先がそれを望まなくとも離婚に持ちこめた」（105頁）と述べており、一概に下層女性と比べて家内部での地位が低かったとも思われない。

下層町人の女性については、「幕府が忠・孝・貞などの理由により庶民を表彰した事例」を検討して、表彰された女性は、質屋・他業をもつ一方、「長年の病気に悩む夫があったり、寡婦となった後も舅姑に孝養を尽した者たちが多く、病夫や周囲の者から離婚して生家に帰ることを勧められても、自己の意志で婚家にとどまった」り、「父母への孝養を理由に結婚しない女性たち、あるいは婿養子を迎えたが、その夫の不身持・不働・商売の失敗や、貧窮などのために親によって離婚させられたり、お互いの納得づくで離別したりする女性たちである」（119頁）という。そして、「下層町家の女性で自己の生業を持ち、家族の経済的支柱ともなっていた場合、結婚や離婚は本人の意思が重要視されている。身持の悪い夫ならいない方がよいと独身で通す強さは、自分の働きで一家を支えてゆく自信と責任感に裏付けられたものであった」（120頁）と、自主的な生き方として評価している。しかし、具体例で引用した表彰女性を、読者はむしろ、封建的な家の倫理規範に従いつつ、かつ経済的支柱としての負担にも耐える女性達と捉えるのではないか。それを林氏のように積極的に評価できるであろうか。

林氏は④論文の結論として、豪商と下層町家の女性の較差を示そうとするが、以上述べたように、②論文からの援用も含めて、それを示しえたとは言いがたい。階層別分析の試みに評価は惜しまぬが、それが中・後期女性史の課題に対し「新たな境地を開いた」（327頁）程には展開されなかったと思う。

下層民女性の社会的労働への参画ということに、評者は歴史的意義を認めぬ訳ではないが、それを容易に家父長制的家からの自由とか、家内部での男女平等に結びつける傾向については疑問を抱く。近世末期の下層民の女性をどう捉えるかは、近代女性史

とも関連し、また井上清氏の『日本女性史』（三一書房、1948年）の評価とも関連する論点の1つだと考えられ、林氏もその重要性を指摘しているので（333～334頁）、以下に多少の考察を加えておきたい。

本シリーズ近代巻のひろたまさき氏「文明開化と女性解放論」は、下層民の女性と家父長制的家との関係についてふれている。そこでは、天理教の中山みき、大本教の出口なおが、家や夫の重圧に耐えつつも良妻賢母であり続け、日常生活の基本をあくまで家においていたと述べられている。林氏の論ずる下層民の女性と共通した生活背景をもつ、中山みき等のこのような家から不離な姿勢は、林氏の先の評価とは対蹠的である。ひろた氏は当時の家について、「民衆の大部分は農業を中心とする小生産者であった。つまり職住一所、生命の再生産のための家族生活の場が物質の再生産の場であり、家族共同体の秩序が生産労働の秩序でもある形態が支配的であったのである」（37～38頁）とまとめている。

このような状況が日本のみでなく、近代社会に共通することを考えさせるのが、江守五夫氏の「近代市民社会の婚姻と法——資本主義家族研究の理論枠組のために——」（『家族史研究』創刊号、大月書店、1980年、所収）である。江守氏は、産業革命が完了するまでの市民家族には生産的機能が附着し、妻は購買と家計内の生産＝加工の過程を監督し、家計簿をつける等の生産的責任を担っていたこと、この労働は近代以前からの家長に従属した家族の無償労働の一種で、対外的にはこの家計を代表する家長が市民社会の構成員になると述べられている。ここでは、近代社会に入っても家父長制的家族形態が主流であることが提示されると共に、家族の生産的機能の一環としての、主婦労働の役割が指摘されている。この主婦労働は、本巻で指摘された上層農家（②論文61頁、前掲）や上・中層商家（④論文114～116頁）の具体的な主婦労働と類似しており、江守氏の説に従えば、このような主婦労働が近代に入っても歴史的意味をもっていたとされる点を、注目しておく必要がある。即ち、近世後期における女性全体をどう捉えるかについて、林氏の如く階層差によって質の異なったものとする見方に対して、近代に入っても存続、再生産される家父長制的家族形態の中で整理することも可能なのではないだろうか。

さて、林氏の先のようなまとめ方は、社会構造研

究における現在の到達点の1つ、豪農—半プロ理論に即したものであると思われるのであるが、当該期の社会構造に従って女性史を理解しようとする試みは、既に井上氏の『日本女性史』において象徴的であった。その第6章では近世後期について、女性の社会的労働への進出を評価し、下層農の女性が家父長制的家から独立性をもったと主張しており、この点で林氏と共通するものがある。

井上氏の『日本女性史』については本シリーズで、第2の女性史研究の躍動期を代表するものとして扱われており（「刊行にあたって」）、その功績は周知のものである。ただし一方で問題点も指摘されており、その1つは米田佐代子氏が提示していると考え（「現代の婦人運動と『女性史』の課題——井上清『日本女性史』をめぐって——」『経済』1971年3月号所収）。誤解を恐れずに言えば米田氏は、井上氏が日本の近代女性労働運動が封建的家族制度からの解放を目指したこと、従って全人民的解放と同一次元で扱ったことを評価しつつも、一方でブルジョア単婚家族制度からの解放という意義を担っていた点をおさえられていない、と批判している。井上氏が女性史をまとめ上げていた時期は、封建的家族制度からの解放が日本の女性解放運動の課題の1つであり、それが井上氏の女性史理解の主軸となっている。しかし現実には、「いわゆる封建遺制とみられた、さまざまな制約がなくなったのちも、女性

差別は厳然と存在している」（「刊行にあたって」）のであり、近代日本では米田氏の言う如く、ブルジョア単婚家族制度も同時に問題であったと考えられる。今、米田氏の提示した批判点をふまえれば、近代におけるブルジョア単婚家族の形成を近世後期の女性史の中でどう考えるのか、という問題も提示されると考えられる。林氏の立場ではこの点は問題とならず、いわば井上氏と共通する課題をもっているのではなかろうか。

以上述べた諸点は、いずれも家制度の変化を歴史的にどう捉えるかに関わるものである。この片寄りには、評者の関心のせいばかりでなく、家族制度の歴史学における理論的枠組をつくってゆくことが、近世女性史の大きな課題の1つであると考えからである。本稿では中・後期の問題を取りあげたが、前期においても、理論化の試みが具体的実態の確認と並行して行われる必要があろう。

近世女性史は日本女性史の中でも研究の遅れをみており、前述の点も含めて諸課題を抱えている。本巻が、従来扱われてこなかった分野にも意欲的に取組み、近世女性史を包括的にまとめた苦心の結果であることは、想像に難くない。これによって現在の研究段階が明らかにされ、今後の研究方向を示したことは評価してしすぎるものではないと確信している。

（東京大学出版会、1982年3月刊、四六判、334頁、1800円）